

■被扶養者の収入の限度額

被扶養者になれる収入には限度額が定められているため、収入額が基準を超えていると被扶養者にはなれません。健康保険上の収入額は税法上の定義とは異なり、所得控除する前の総支給額から判断します。

被扶養者の年齢など	年間収入	月額(給与、年金等)	日額 雇用保険、傷病手当、出産手当金
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給者の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満



被保険者と申請者の同別居の状況により要件が変わります。

同別居	要件
被保険者と申請者が同居の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者の年収が被保険者の年収の1/2未満である ●申請者の年収総額が、1人当たりの生計維持費未満である
被保険者と申請者が別居の場合	<p>上記の要件に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者から月額5万円以上の仕送りをしていること。 例) 申請者の収入総額が50万円の場合、60万円以上の仕送りが必要 ●申請者の年収が被保険者からの仕送り額未満である。

■被扶養者の収入

当組合が定める被扶養者の収入範囲は、下記の通りです。

収入とみなされるもの(課税・非課税関係ありません)

- 給与(賞与を含む) ※1
- 年金(個人・遺族・障害を含む) ※2
- 国や地方自治体等からの支援金、手当等
- 事業収入(農業・商業・漁業等) ※3
- 不動産賃貸収入(土地・家屋等) ※3
- 投資収入(株式配当等) ※3
- 雇用保険法による失業給付金
- 健康保険法による傷病手当金、出産手当金
- 第三者からの援助

収入とみなされないもの

- 遺族相続金
- 株の売却益
- 出産育児一時金
- 退職金

※1 給与、賞与とも税金を控除される前の総支給額です。(交通費を含みます)

※2 年金は、介護保険料を控除される前の金額です。

※3 事業収入、不動産、投資の収入は、総収入額から直接的経費を差し引いた後の金額です。

仕送りについて

- 別居の場合は家計を共同にしていいため、その家族の生計を支える仕送りが毎月必要です。
- 認定においては送金事実を確認するため、第三者が見て、「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」振り込んだのかが分かるように振込の控えや金融機関の通帳の写し等の証明が必要です。
- 複数月分まとめて一括送金や現金の手渡しは、被保険者が申請者の生計を維持している確認がとれないため認められません。
- 被保険者の単身赴任(事業所が認める規定・規約による単身赴任)、子の通学による別居は、同居とみなします。